

(別表2) 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	許可の取消、原状回復命令等 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第21条第2項 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合には、第18条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。 三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。